

## 調整区域内の農地転用許可申請添付書類一覧

No.	種類	内容	部数
1※	農地転用許可申請書		3部(正3)
2	委任状	・代理人による許可申請の場合	2部(正1・写1)
3※	土地の登記事項証明書	・登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 ・最新(3ヶ月以内)のものを添付すること	3部(正1・写2)
4※	地番表示図(公図等)	・申請地の所在、地番、筆界を示すもの。 ・申請地及び周辺土地の地番、地目を記入すること。	3部
5	地積測量図	・申請地面積が登記簿と著しく異なる場合、申請地の形状が公図上と異なる場合等	3部
6※	位置図(付近状況図)	・1/2500から1/3000程度のもの ・申請地を図示する	3部
7※	建物配置図(利用計画図)		3部
8※	排水計画図	・上記建物配置図に併記可 ・場内排水、場外排水ともに記入	3部
9	既存施設配置図	・現施設移転の事案で、緊急必要性を示す必要がある場合	3部
10	事業計画書	・申請書に事業計画の詳細が記入できない場合等	2部
11※	土地改良区意見書	・土地改良区受益地に該当するかについては、別紙連絡先にて確認すること	3部(正1・写1)
12※	流末排水承諾書等	・雨水等排水先の施設管理者の承諾書	2部
13※	行政区受取書	・地元行政区の排水承諾書の添付がない場合	2部
14	隣地承諾書(任意)	・隣接地が農地である場合	2部
15	早期転用理由書	・取得後3年未満の農地を転用する場合	2部
16	始末書	・すでに転用を行ってしまっている場合。	2部
17	賃借地等の所有者同意書	・所有権以外の権限に基づいて申請する場合	2部(正1・写1)
18	合意解約の通知書	・申請地に法的な耕作者がいる場合	2部(コピー可)
19	他法令許認可書写	・本申請の事業を遂行するために必要であると思われるもの	2部
20	住民票の写し	・土地の全部事項証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	2部(正1・写1)
21	親権者を証する書面	・未成年の申請の場合	2部
22	遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等	・相続未登記の場合(遺産分割協議書は原本還付請求に応じる)。	2部(正1・写1)
23	一時利用地指定証明書	・申請地が土地改良事業の施行地(一時利用指定を受けている)の場合	2部
24	法人の定款	・申請者が法人の場合	2部
25	法人の登記事項証明書	・申請者が法人の場合	2部(正1・写1)
26	団体の規約、会議録	・法人格のない団体の場合	2部
27	事業証明	・個人事業者の場合	2部
28	法人貸借対照表、損益計算書、団体収支予算書	・転用事業の確実性を資金面において判断することが必要な場合	2部
29	必要な資力及び信用を証する書面	・残高証明書、融資証明書等	2部
30	農家基本台帳	・都計法第29条開発許可と関連確認のため(農家住宅の場合)	2部(正1・写1)
31	農地復元誓約書	・一時転用の場合 ・事業完了後、耕作の目的に供することを申述する計画書	2部
32	建築年月日確認資料	・都市計画法と調整が必要な場合	2部
33	競売(公売)を実施する旨の公告があったことを証する書面等	・競売(公売)の場合	2部
34	まちづくり土地利用条例の回答書	・小規模の事業届については、口頭による回答であるため、回答のあった日を申請書の「その他参考となるべき事項」に記入する	2部
35	その他必要書類		

●留意事項●

1 締切日：毎月7日(7日が土日祝日であれば、翌開庁日)

2 各機関連絡先

土地改良区	地元行政区連絡先				
<b>みよし土地改良区</b> 三好町上ヶ池 1-20 TEL0561-32-1143	<b>●新屋</b> 新屋児童館 三好町池ノ原 1-21 TEL0561-34-0751	<b>●三好上</b> 三好上公民館 三好町大坪 12 TEL0561-32-1001	<b>●三好下</b> 三好下公民館 園原二丁目 1-2 TEL0561-32-1053	<b>●西一色</b> ふれあい会館 西一色町池ノ内 17-2 TEL0561-32-0811	<b>●福田</b> 福田児童館 福田町東屋敷 84 TEL0561-32-1014
<b>愛知用水土地改良区</b> 三好町上砂後 17 TEL0561-32-2365	<b>●明知上</b> 明知上公民館 明知町東谷 61 TEL0561-34-3055	<b>●明知下</b> 明知下公民館 明知町下屋敷 6-1 TEL0561-32-1009	<b>●打越</b> 打越公民館 打越町前田 12 TEL0561-32-1033	<b>●筋生</b> 筋生公民館 筋生町小金下 3-1 TEL0561-32-1693	
<b>豊田土地改良区</b> 豊田市司町 3-8 TEL0565-28-2855  <b>●受益地</b> 打越町下鶴ノ巣 明知町宮前、立山	<b>●福谷</b> 福谷公民館 福谷町寺ノ前 22 TEL0561-36-1690	<b>●黒笹</b> 黒笹公民館 黒笹一丁目 8-8 TEL0561-36-2343	<b>●東山</b> サンヴィッツ宝栄 明知町宝栄 108-4 TEL0561-34-4955	<b>●高嶺</b> 高嶺集会所 打越町新池浦 63-1 TEL0561-34-5402	

3 他法令の手続きについて

事業内容によって、手続きが必要な場合があります。主な関係法令は次表のとおりですので、事前に関係機関との調整をお願いします。その他転用事業により必要な手続きをお願いします。

法令	必要な場合	時期	窓口
みよし市まちづくり土地利用条例	農地転用、農振除外申立を必要とする行為(自己用住宅の建築をする場合を除く。)を行う場合	農地転用許可申請、農振除外申立の前	都市計画課
農業振興地域の整備に関する法律(農振除外申立)	農業振興地域内の農用地指定されている農地の場合	農地転用許可申請の前	産業課
都市計画法(開発許可又は建築許可)	建築物の建築又は特定工作物の建築を目的とする土地の区画形質の変更や建築物の新築、改築又は用途の変更などを行う場合	農地転用許可申請と同時	都市計画課
特定都市河川浸水被害対策法	500㎡以上の土地で、雨水がしみ込みにくくなる行為を行う場合	農地転用許可申請と同時	都市計画課
砂防法	砂防指定地内で土地の掘削、盛土、切り土その他土地の形状を変更する行為などを行う場合	農地転用許可申請と同時	豊田加茂建設事務所 維持管理課

●問い合わせ先● みよし市農業委員会事務局：みよし市役所4階 TEL0561-32-8015